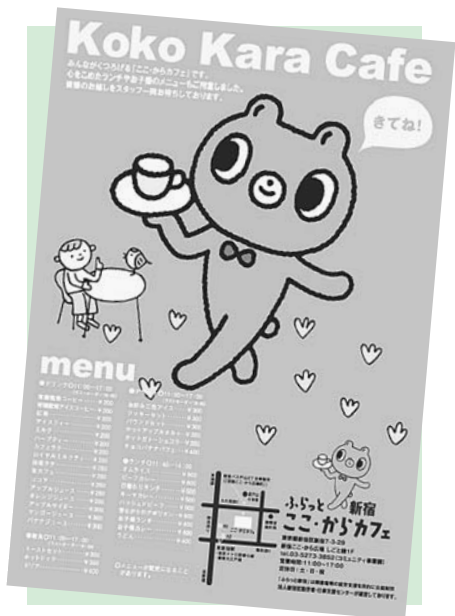


5月9日オープン

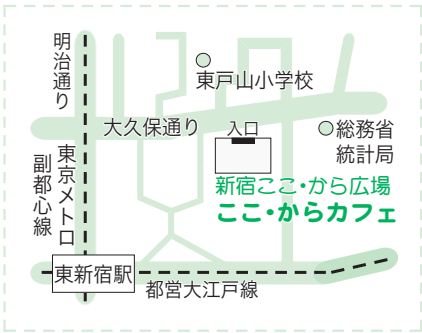


ふらっと新宿 ☆☆☆☆☆ ここ・から カフェ

「ふらっと新宿」は、障害のある方・若年非就業者などの就労訓練の場として、区勤労者・仕事支援センターが運営しています。

5月9日(月)、新宿ここ・から広場内に「ここ・からカフェ」がオープンします。食事・飲み物の提供などを通して、地域の皆さんとの交流を深めていきます。ぜひ、ご利用ください。

【所在地】新宿7-3-29、新宿ここ・から広場しごと棟1階
【営業時間】午前11時～午後5時
※ランチタイムは午前11時45分～午後2時
【定休日】土・日曜日、祝日等
【問合せ】区勤労者・仕事支援センターコミュニティ事業課 ☎(5273) 3852へ。



中小企業の方の資金繰りを支援します 商工業緊急資金融資制度

制度の利用をご希望の方には、受付期間内に産業振興課で面談を受けていただきます。お早めに手続きをお願いします。利用要件等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0702へ。

東日本大震災の指定融資制度

東日本大震災で直接的・間接的に被害を受け、事業活動に支障のある中小企業が対象です。

●主な制度の内容
【受付期間】6月30日(木)まで
【融資限度額】500万円
【返済期間】5年以内(うち据え置き期間6か月以内)

【貸付利率】2.1%以内
【利子補給】1.05%以内(本人負担利率1.05%以内)
【保証料補助】支払った保証料の全額

特例融資制度

景気の悪化で売上高・営業利益が前年同期と比較して減少している中小企業が対象です。利子と保証料を全額補助します。

●主な制度の内容
【受付期間】9月30日(金)まで
【融資限度額】1,000万円
【返済期間】5年以内(うち据え置き期間6か月以内)
【貸付利率】2.1%以内
【利子補給】2.1%以内(本人負担なし)
【保証料補助】支払った保証料の全額

事業経費の一部を 補助します ものづくり産業 支援事業補助金

区内の中小企業・団体等が行う新製品・技術開発事業や販路開拓事業を対象に事業経費の一部を補助しています。今年度は5件を募集します。申請方法等詳しくは、お問い合わせください。

【補助金額】1件につき100万円を限度(補助対象経費の3分の2以内)
【申込み】所定の申請書等を、6月24日(金)までに産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701へ。

軽自動車税の納税通知書をお送りします

●納期限は5月31日(火)
23年度の納税通知書を5月10日(火)にお送りします。忘れずに納めてください。納税通知書の左下にバーコードがあるものは、全国のコンビニエンスストア(左記)でお支払いができます。

23年度からは、携帯電話によるモバイルレジも利用できます。ただし、領収書や軽自動車税の車検用納税証明書が必要な方は、区税務課・特別出張所・金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

●利用できるコンビニエンスストア(50音順)
エーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、コストコ、コミュニティストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273) 4139へ。

月1回区役所でも相談できます 公益通報相談のご利用を

公益通報とは、労働者が勤務先やその役員等の法令違反行為について、一定の要件を満たす場合に、勤務先・行政機関・第三者のいずれかに通報する制度です。

区では、区の事業や区の職員とのやりとりの中で「法令違反ではないか」と思われる場合の通報・相談を、弁護士である公益保護委員が受け付けています。区のことだけでなく、勤務先での公益通報・内部告発で分からないことなども相談できます。

電話やメールでの相談は、いつでも公益保護委員がお受けしています。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273) 3505へ。

●公益保護委員(弁護士)
▼桑原周成(〒130-0022墨田区江東橋3-9-7、国宝ビル6階、東京東部法律事務所) ☎(3634) 5311・☎syu-sei@nifty.com
▼瀬戸和宏(〒160-0004四谷1-20、佳作ビル2階、和の森法律事務所) ☎(5269) 2051・☎tsuno.seto@ace.ocn.ne.jp
▼十枝内康仁(〒104-0028中央区八重洲2-11-6、八重洲KNビル7階、十枝内総合法律事務所) ☎(3517) 6226・☎ttsuhounadoguchi@gmail.com

●区役所での相談窓口
【日時】毎月第4木曜日午後2時～4時(祝日等を除く。5月は26日(木)、6月は23日(木))
【会場・申込み】当日直接、区役所第1分庁舎2階区民相談室へ。相談は公益保護委員が交代で担当します。

5月11日～20日 春の全国交通安全運動

交通事故防止のため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273) 4265、牛込・新宿・戸塚四谷の各警察署交通総務係へ。

●交通安全運動の基本
子どもと高齢者の交通事故防止
●交通安全運動の重点
▼自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用5則(下記)の周知徹底)
▼全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
▼飲酒運転の根絶
▼二輪車の交通事故防止
▼自転車・二輪車の放置防止

知っていますが 自転車の正しい乗り方

自転車安全利用5則を守りましょう。

①自転車は車道を通行。歩道は例外13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は歩道を通行できます。

②車道では左側を通行
③歩道を通行する場合は歩行者優先。自転車は車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
飲酒運転・2人乗り・並進・傘差し運転・運転中の携帯電話使用等は禁止です。夜間はライトを点灯。交差点では信号を遵守し、一時停止・安全確認を。
⑤子どもはヘルメットを着用

新宿の魅力を再発見 五感で楽しむ 新宿観光マップ

区内全域を一冊にまとめた「新宿観光マップ」は、区内の観光スポットや各地域の見所を写真やイラスト入りで紹介しています。「新宿まち歩きガイドツアー」のおすすめコースもご案内しています。まち歩きにご活用ください。

【配布場所】新宿コスミックセンター(大久保3-1-2)、新宿歴史博物館(三栄町22)、新宿文化センター(新宿6-14-1)、林美女子記念館(中井2-20-1)、佐伯祐三アトリエ記念館(中落合2-4-21)、生涯学習館ほか

【問合せ】レガス新宿(新宿未来創造財団)観光課 ☎(3359) 3729へ。観光マップはレガス新宿ホームページ(☎http://www.regas-shinjuku.or.jp/)からご覧いただけます。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎(3209) 1111、新宿区ホームページは ☎http://www.city.shinjuku.lg.jp/です。